

令和7年10月29日
薬事衛生課
課長 大岸
外線 225-1440
内線 4 1 5 0

知事指定薬物の指定について

本日、石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき「知事指定薬物」3物質を指定しました。

知事指定薬物及び当該物質を含む製品の製造、販売、所持、使用等は条例に違反することとなり処罰の対象となります。

記

1 知事指定薬物（3物質）

- (1) N-(2-メチルフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]プロパンアミド及びその塩類
- (2) 2-[2-{2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-メチル-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}-N,N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類
- (3) 3-[2-(ジメチルアミノ)エチル]-1H-インドール-4-イル=プロピオナート及びその塩類

2 施行期日

令和7年10月30日

詳細は、県ホームページ「危険ドラッグ対策について」をご覧ください。
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/yakuran/drug/taisaku.html>